

## 令和6年沼津市教育委員会第3回定例会会議録

1 日 時 令和6年3月22日（金）  
午後3時03分～午後4時58分

2 場 所 沼津市立図書館4階 講座室

### 3 日 程

(1) 開会

(2) 会議録署名人の指名（土屋委員 佐藤委員）

(3) 教育長報告

(4) 議案

議第3号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

議第4号 沼津市教育委員会事務局職員の職名規則の一部改正について

議第5号 沼津市立高等学校管理規則の一部改正について

議第6号 沼津市図書館処務規程の一部改正について

議第7号 沼津市育英条例施行規則の一部改正について

議第8号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について

議第9号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について

議第10号 沼津市立小中学校の処務規程の一部改正について

(5) 協議事項

(6) 報告事項

報告事項1 令和6年2月市議会定例会一般質問等について

報告事項2 学校規模・学校配置の適正化に係る取組について

報告事項3 隣接校選択制度の廃止について

報告事項4 令和5年度 魁光章及び静岡県教育委員会優秀教職員表彰について

(7) その他

(8) 議案

議第11号 沼津市教育委員会事務局職員の人事異動について

### 4 出席者等

教育長 奥村篤、教育長職務代理者 重光純、委員 川口浩史、委員 土屋葉子、委員 佐藤清子、教育次長 山本貴史、教育指導監兼学校教育課長兼情報教育推進室長 山崎巖、教育企画課長 原将史、学校管理課長 齋藤忠興、沼津市立沼津高等学校事務長 藤井義昭、学校教育課学校給食室長 渡邊偉智洋、教職員研修センター所長 中嶋記恵子、文化振興課長 林敬博、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 山本浩司、学校教育課副参事（教職員担当）兼青少年教育センター所長 田中亮輔、図書館事務長 中澤芳子、学校教育課長補佐 磯部大介、図書館事務長補佐 中川啓史、調整担当・教育企画課長補佐 内村一徳、教育企画課指導主事 栗原克弥、教育企画課主任 岩崎雄、教育企画課事務補助員 後藤恵

## 5 会議内容

### (1) 開会

奥村教育長が午後3時03分開会を宣言する。

奥村教育長 今年度、最後となる教育委員会定例会を迎えた。市内の小中学校・市立沼津高等学校中等部は、今週の月曜日、火曜日に卒業式や修了式を無事に終えたところである。しかし、卒業式直前に卒業する学年の主任と担任がコロナウイルスに感染し、卒業式当日は欠席せざるを得なかった学校もあったと聞いている。20日の水曜日から春休みに入ったが、子供も教職員も気持ちの面で一段落したことと思う。私自身も、2月議会を終えて、心がほぐれたような思いである。この時期、寒の戻りという言葉をよく耳にするが、先週から今週にかけて、戻りの振り幅が実に大きいと感じる。昨日は甲子園球場にも雪が舞った。桜の開花は年々早まっているが、校庭の桜の蕾もいつにしようか、迷っていることと思う。4月5日の入学式まで咲き続け、花を添えてくれることを願っている。

### (2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に土屋委員、佐藤委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

### (3) 教育長報告

奥村教育長 2月9日から3月18日までの39日間、沼津市議会2月定例会が開かれた。4会派からの代表質問と2人の議員から一般質問があった。代表質問については連日新聞等の報道にもあり皆様も御存知かと思う。詳細についてはこの後、事務局から報告させていただく。

2月12日に長井崎小中一貫校体育館で開催された「こどもローカルマガジンうらっちvol.4完成披露発表会」に参加した。令和2年度から始まった、内浦と西浦の魅力伝える取組も4年目となり、これまで1,000部だった初版が今年は5,000部となった。制作に参加する子供も増え、中学生のときから携わってきた高校生が小中学生に教える持続可能な体制として、今年度は「こども編集部」を新設した。子供たちが今まで以上に主体的に取り組む活動となっている。令和2年度から取組に参加している中学3年生が今年度の編集リーダーを務め、大変見事な出来栄となっている。この生徒は皆さんに以前報告した、わたしの主張県大会で「過疎化から地域を救う取材」と題した発表で県の最優秀賞に輝いた大城ゆずきさんである。本日、教育委員の皆様にも配付させていただいたので、是非ご覧いただきたい。

3月1日に、市立沼津高等学校卒業式が行われた。コロナ禍においては、縮小した形で行っていたため、5年ぶりに市長、議長とともに参加した。今年度の卒業生は、2年前の4月定例教育委員会の場で紹介した「#ぬまづしか勝たん」を作成した生徒たちである。「#ぬまづしか勝たん」は、小中学生向けにまとめた職業人へのインタビュー冊子で、地域に貢献できる人材育成を目指す「沼津未来創成プロジェクト」と称した探究学習の一環として作成されたものである。市立沼津

高等学校で3年間学んだ卒業生が、今後沼津市に限らず、日本全国で「貴き志」を持って活躍されることを願っている。また、3月14日に公立高校の合格発表があり、4月5日には中等部と共に入学式を予定している。今年度の卒業生はもちろん、今年2月に常葉大学浜松キャンパスで行われた「しずおか高校生探究学習発表大会」で特別賞を受賞した現在の2年生も良き手本として、そして、その背中を見ながら新1年生も大いに活躍することを期待している。

3月15日に第5回「県立高校の在り方に係る地域協議会」が東部総合庁舎で行われた。この協議会は、教育を取り巻く新たな状況の変化や課題、地域の事情等を踏まえた高校の将来像を検討するためのものであり、沼津地区では令和4年11月に協議会が設置され、今回で5回目の開催となった。沼津市、清水町の教育長、沼津市PTA連絡協議会会長、産業界代表、沼津商業高等学校を含めた市内公立高等学校同窓会長等から構成されている。今回はこれまでの協議会で出された意見等を確認・精査し、沼津地区で目指す新たな高校の経営構想としてまとめる「グランドデザイン」策定に向けた方向性を検討した。キーワードは「未来を見据えた実学」と「普通科も含めた横断的な学び」である。グランドデザインには「キャリアプランニング能力の育成(成りたい自分に成る)」を柱の一つに入れてほしいと発言させていただいた。また、これまで、教育委員の皆様には定年退職を迎える校長に対し、沼津の教育の発展・充実に寄与された労をねぎらうという意味で年度末最後となる校長会に同席していただいていた。しかし、周知の通り今年度からは定年制の延長が始まり、4人の校長が役職定年となるが、辞令の伝達等を行わないため、皆様への出席依頼は控えさせていただいた。校長会は昨日行ったが、併せて行っている「魁光章」並びに「静岡県教育委員会優秀教職員授賞式」の様子については後ほど、事務局から報告させていただく。今年度の教育長報告は以上とする。

<議案>

- 奥村教育長 日程(3)議案である。  
本日は8件の議案があるが、議第3号、議第4号、議第5号の規則及び議第6号の規程は同じ理由により一部改正されるものである。そのため、議第3号、議第4号、議第5号及び議第6号を一括での説明及び審議とし、審議後に1件ずつお諮りしたいが、一括議案としてよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。それでは日程に沿って進行する。

議第3号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

議第4号 沼津市教育委員会事務局職員の職名規則の一部改正について

議第5号 沼津市立高等学校管理規則の一部改正について

議第6号 沼津市図書館処務規程の一部改正について

<令和5年度組織改正により、学校給食の一体的な管理のための体制整備を図る

ため、学校教育課の「学校給食室」を学校管理課に移管する。また、文化政策推進のための体制強化を図るため、文化振興課の文化政策室（課内室）に「市民文化センター活用担当」を設置するほか、所要の改正を行う。

公務員の役職定年制が導入されることに伴い、役職定年により降任した職員とそうでない職員が職名によって混同することのないよう、役職定年により降任した職を新たに設置するため、規則を改める。>

(教育企画課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。御意見、御質問等はいかがか。  
新旧対照表についても、お気づきの点があればお願いしたい。
- 重光委員 細かいことだが、新旧対応表の第1条第2項の表、学校管理課の下の区分線は必要なのか。第1条第1項の表には、課ごとの区分の線がない。第2項の表も不要なのではないか。
- 教育企画課長 おそらく、委員のおっしゃるとおりかと思われるが、体裁については確認の上、改めさせていただきたい。
- 奥村教育長 確認をお願いしたい。ほかにいかがか。  
よろしければ、一件ずつお諮りする。議第3号 沼津市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、修正した形で可決するということでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第3号について、修正した形で決する。続いて議第4号 沼津市教育委員会事務局職員の職名規則の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第4号について、原案のとおり決する。続いて議第5号 沼津市立高等学校管理規則の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第5号について、原案のとおり決する。続いて議第6号 沼津市図書館処務規程の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第6号について、原案のとおり決する。

#### 議第7号 沼津市育英条例施行規則の一部改正について

<沼津市育英条例において奨学生の資格に高等学校等入学予定者を加えるよう改正することに伴い、必要な事項を定めるとともに、一連の事務手続を見直し、事務運用の実態に即した規定に改めるため、沼津市育英条例施行規則の一部を改正する。>

(学校管理課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。前回の定例会においても、この制度についての説明があった。

- その時も御質問をいただいたが、実際に規則として一部改正をするということで、新旧対照表を中心に今回また説明があった。御質問等はいかがか。
- 土屋委員 大学生については一定の応募期間があったが、高校生の場合は、合格発表があつてから3月末日といった限られた期間になるのか。
- 学校管理課長 高校生の応募期間については、令和7年度の入学者を想定しており、夏頃に募集をかけ、秋頃までに応募をしていただき、選考に入るといった流れになっている。
- 奥村教育長 この規則は令和6年度に施行されるが、高校生については令和7年度入学者が対象になるということである。
- 川口委員 願書の新しい様式には、「あなた自身が沼津市に地域貢献できると思うこと（将来の夢・希望）について」記述する欄が加えられているが、どういった意図があるのか。
- 学校管理課長 奨学生を選考するにあたって、地域にとってどういう人材なのか、本人の将来の夢というのは必要な情報であると、教育委員の皆様からも御意見をいただいていた。従来は別様式にて任意で提出してもらっていたのを、今回の改正を機に、願書の様式として加えることで、しっかりと意識をして申し込んでいただくという形にした。
- 佐藤委員 第5号様式以降の変更点については、関係する条例の数字部分の変更と解釈してよいか。
- 学校管理課長 おっしゃるとおりである。
- 奥村教育長 御意見も尽きたため、お諮りしたい。議第7号 沼津市育英条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決するというものでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第7号について、原案のとおり決する。

#### 議第8号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について

＜令和5年度中にすべての沼津市立小中学校が、学校評議員に代えて学校運営協議会を設置したため、評議員の条項を削除する。＞

(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 昨年の12月をもって、全ての中学校区でコミュニティ・スクールが設置されたためということだが、これまでの学校評議員設置要綱をなくさないのは、幼稚園等があるためということだった。御質問等はいかがか。
- 特に御意見もないようなのでお諮りする。議第8号 沼津市立小中学校管理規則の一部改正について、原案のとおり可決するというものでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第8号について、原案のとおり決する。

#### 議第9号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について

＜香貫小学校及び大岡南小学校に情緒障害学級が、愛鷹小学校及び大岡南小学校に通級指導教室が、それぞれ新設されることから、その通学区域を定める。＞

(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。通学区域の図について、令和5年度のサテライトだった大岡南小学校は、令和6年度では新設されたと理解してよいか。
- 学校教育課長 おっしゃるとおりである。下線部がサテライトを表している。
- 奥村教育長 サテライトについての説明もお願いしたい。
- 学校教育課長 本部校の大岡小学校から職員が門池小学校に行き、その時間帯のみ行うことをサテライトと言う。そのサテライトの数が増えてくると、まかないきれなくなるため、来年度新設するということである。
- 奥村教育長 令和6年度の戸田小学校に下線が引いてあり、サテライトということだが、本部校はどこの学校になるのか。
- 学校教育課長 戸田小学校については対象児童が1人のため、第四小学校の職員が週に一度戸田小学校に行き、通級指導を行う。
- 佐藤委員 第二小学校の言語通級指導教室はかなり前からある。今まで第二小学校にしかなかったのが、ここにきて新たに増えるということは、その対象児童が多くなってきたということか。
- 学校教育課長 第二小学校の言語通級指導教室については県内でも自慢できるような素晴らしい施設となっている。担当教員も様々な研修を経ており、保護者の方の評判もよかった。その第二小学校から愛鷹小学校へ優秀な教員を送っているため、保護者への周知も広がってニーズが増え、新設に繋がったという背景がある。
- 奥村教育長 以前は市内に1か所しかなかったため、市内の全ての学校から第二小学校の通級指導教室に通っていた。
- 重光委員 新旧対照表にある付則の第2項で、改正後の区域に割り当てられていても、改正前の区域に通学している児童生徒についてはそのまま通えるということが書かれてある。これについて、仮に区域を変更したとしても、また元の区域に戻せるものなのか。
- 学校教育課長 来年度新設される情緒障害学級と通級指導教室、通学区域については保護者の方に説明してある。1年間通ってみて、変更したいということであれば、1年毎の更新という形で受け付ける。
- 重光委員 一度変更してみたものの、やっぱり元に戻したいということでも、次年度は元に戻れるということか。
- 学校教育課長 そういったケースはこれまでにないが、戻ることは可能である。
- 奥村教育長 特別な支援を要する児童生徒にとって、環境の変化は特に繊細な問題である。新設によって居住地から近い通学区域はあっても、これまで通っていた人間関係に慣れていることから、従来通っていた区域を選ぶケースは多い。新旧対照表にある付則の第2項で、改正後の区域に割り当てられていても、改正前の区域に通っていた区域を選ぶケースは多い。
- 佐藤委員 基本的なことだが、情緒障害学級と通級指導教室（発達障害）の違いについて教えていただきたい。
- 学校教育課長 就学支援委員会において特別支援学級までは該当しない程度とされた児童生徒が、週に1、2回通級することで学習の理解等に繋がっていくと判断された場合に通級指導教室に通える。

- 佐藤委員 情緒障害と発達障害と分けてある違いは何か。
- 青少年教育センター長 障害の種類は色々であるが、発達障害の中に、自閉症、LD、ADHD、情緒障害が含まれ、発達障害はその総称である。その中で、比較的軽度な、通常の学級に在籍しながら一部特別な支援を必要とする子供が通級指導教室に通う。一方、発達課題の大きい子供は情緒障害学級に通うこととなる。情緒障害学級と書かれてあるが、本来は自閉症・情緒障害学級と書いて、発達障害の中でも、自閉症や情緒障害といった障害を持つ子供が通う学級である。
- 佐藤委員 情緒障害学級は通級と異なり、毎日通うところとなるのか。
- 青少年教育センター長 毎日である。
- 土屋委員 新設されることで、教職員数も増え、負担も増えるのではないか。
- 学校教育課長 おっしゃるように、そこが課題である。年齢が若いうちからチャレンジできるよう、2校目、3校目に当たる異動で特別支援学級に携わるように割り当てたり、役職定年となったベテラン教員を割り当てたりすることも考えている。
- 教職員研修センター長 本センターでは、特別支援教育に知見のある研修専門アドバイザーが2人おり、新任の特別支援学級や通級指導教室の教員を年度初めに必ず訪問するようにしている。それ以外にも、要望があれば随時訪問し、サポートしている。昨年度はアドバイザーが1人だったところを今年度は2人に増員したため、より手厚くサポートができるようになった。来年度においても引き続き力を入れていきたい。
- 奥村教育長 子供の総数は減っているが、特別な支援を要する子供の数はどんどん増えている。それに伴って、特別支援学級、通級指導教室もどんどん増えている。担当できる教員の資質能力を高めていくことに、市町教育委員会、県教育委員会ともに力を入れている。また、管理職になるにあたって、特別支援教育に係る経験が重要であることが謳われるようになってきた。特別支援教育は、学校経営の柱ともなり得るものであり、その重要性は職員全員で共通理解していかなければならない。ほかにいかがか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第9号 沼津市立小中学校の通学区域を定める規則の一部改正について、原案のとおり可決するということがよいか。
- 各委員 異議なしと認める。議第9号について、原案のとおり決する。

議第10号 沼津市立小中学校の処務規程の一部改正について

<県からの通知に基づき、勤務時間帯の変更の運用拡大及び特別休暇・休職の添付書類や申請時期等を整理する。>

(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 これまで、診断書の様式が決まっており、普段使っている様式を使えないことで医師側に負担をかけていた。診断書の本来の目的を問われる等、病院側ともやりとりがうまくいっていない部分があった。根拠があって様式が作られているとは思いますが、診断書に関しては、普段医師が使用しているもので十分成り立

- 川口委員 つものなのではないかと思う。御意見、御質問等はいかがか。
- 川口委員 勤務時間時間帯の変更の運用拡大については、簡単に言うと、フレックスタイム制の導入と捉えてよいか。本来の勤務時間を都合に合わせて、開始時刻・終了時刻を調整しやすくなるということか。
- 学校教育課長 イメージとしては同じだが、学校運営上厳しいところもある。以前静岡市でフレックスタイム制を導入している学校もあったが、やっていく中でうまくいなくなり、元に戻したという事例もある。行事等の振替で全員が一斉に、ではなく、個人で勤務時間帯の変更ができるようになったということである。
- 奥村教育長 先程の話にあった通級指導教室については、通常授業を優先すべく、本来の授業がない時間帯（例えば5時間授業の日であれば、6時間目にあたる時間帯）を通級指導教室に充てることが多く、担当教員は夕方にかけての時間帯がメインとなり、本来の勤務時間を越えたところで仕事が終わることになる。今後は、そうした場合にも、柔軟に対応しやすくなる。ほかにいかがか。
- 各委員 御意見も尽きたようなのでお諮りする。議第10号 沼津市立小中学校の処務規程の一部改正について、原案のとおり可決するというのでよいか。
- 奥村教育長 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。議第10号について、原案のとおり決する。

<協議事項>

- 奥村教育長 日程（5）協議事項は、本日は案件なし。

<報告事項>

- 奥村教育長 日程（6）報告事項である。

報告事項1 令和6年2月市議会定例会一般質問等について

<本会議で行われた代表質問等について報告する。令和6年度に向けての施政方針に対し、各会派からの代表質問として4人の議員から、安心して子どもを産み育てられるまちについて、行財政運営（市民文化センター）について、新年度の主な取組について等、また、個人の一般質問として2人の議員から、芸術文化の振興について、隣接校選択制度について等の質問があり、教育長または教育次長が答弁を行った。>

(教育次長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。ちょうど昨日も今年度最後の校長会があり、令和6年度の防災教育について話をさせてもらった。命を大切にすることを共有しながら、来年度に向けてさらに力を入れてやっていこうと話をした。ほかにいかがか。なければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項2 学校規模・学校配置の適正化に係る取組について

＜今年度から、浮島中学校区、第二中学校区、大平中学校区の3校区で適正化の取組を進めており、これまでの経過報告と令和6年度取組について報告する。浮島中学校区と第二中学校区では3回、大平中学校区では2回、保護者・地域・学校の代表者等で構成する「学校の未来を考える会」を開催した。＞  
(教育企画課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。浮島中学校では、卒業間近の3年生が授業の中で、今後の自分たちの母校の在り方について、子供たち自らが意見交換をしたというのが今までになかったところである。御意見、御質問等いかがか。
- 土屋委員 浮島中学校区の子供たちの意見を聞く機会があつてよかったと思う。第二中学校区についても、子供たちの意見を聞く機会を作ってあげたいと願う。
- 教育企画課長 先月2月に第二地区連合自治会から提言書が出されたが、第二小学校の保護者からは、この提言書については自分たちの意見が反映されていないという声が上がった。そうした経緯を踏まえて、3月26日に第二小学校保護者が主催する説明会に、教育委員会として説明しに来てほしいという要望があつた。教育委員会としては、議論に関しては学校の未来を考える会に委ねているものの、これまでも「地域から要望があれば赴く」としてきたため、これまでの経過等を踏まえて説明に伺う。保護者からの実際の御意見を聴取する貴重な場となる。
- 奥村教育長 3年前はコロナ禍という集まりにくさと、一部の保護者の発言があるとその他の保護者の方々が発言しづらいといった状況があつた。今回は、多くの保護者の方々が自分たちの意見を聴いてほしいということで説明会の設定があり、教育委員会からも説明に伺うということである。
- 教育企画課長 2月実施の学校の未来を考える会では中間報告を行い、それについての御意見をいただいた。また、令和6年度の会の進め方をどのようにするか話し合い、座長の進行のもと、今後の会議としての在り方を確認した。まず、令和6年9月頃までに3回の会を行って、学校の未来を考える会は終了となる。その会を経た上で、教育委員会が住民説明会や保護者アンケート等を行う。さらにその結果を経た上で、教育委員会として1つの案に定めて教育委員会会議等で諮り、方針を決定する。ここまでが確認した今後の流れとなる。座長は、3回の会において、まず保護者の意見を尊重し、子供の利益を最優先とし、その上で地域コミュニティにおいて果たす機能、予算や政策的に成立する案、といった点に留意して、複数案を議論して教育委員会に報告するとしている。
- 奥村教育長 会議の中で、「この会で統合するしないを決めるのか。」「私たちの意見は教育委員に伝わっているのか。機会があれば傍聴に来ていただきたい。」といった意見が出ていたということである。今後の進捗状況については教育委員の皆様にも常にお伝えしながら、保護者や地域の方々のお気持ちを正確に伝えるようにしていきたい。ほかはいかがか。なければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

### 報告事項3 隣接校選択制度の廃止について

＜「コミュニティ・スクール」順次導入を受け、学校選択することを可能とする

「隣接校選択制度」との整合性が課題として顕在化し、見直しに向けた議論を開始した。

令和2年8月 沼津市立小中学校通学区域審議会に制度見直しを諮問

令和3年3月 沼津市立小中学校通学区域審議会から答申

【答申内容：「小中一貫教育」及び「コミュニティ・スクール」の全校区での実施と、必要に応じた「指定校変更制度」による対応を前提として、隣接校選択制度を廃止する。】

廃止の前提となる「コミュニティ・スクール」全中学校区導入が令和5年12月に完了したことから、令和6年度のできるだけ早い段階で制度廃止を行う。>  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。先日、令和5年度通学審議会において、この進捗状況を報告したが、審議会に参加している委員の方々は、隣接校選択制度が廃止されたら困るのではないかという考え方であったが、実際には誤解して解釈をされていたということであった。今後の周知の仕方が間違った方向で進んでしまうと、大きな問題となってしまう。

学校教育課長 現在小学校484人、中学校196人がこの制度を利用しているため、隣接校選択制度の廃止というキーワードのみとなってしまうと、多くの子供たちが影響を受けるのではという誤解が生じることがある。今後も距離要件を含め、現状のまま指定校変更制度の中に要綱を入れて、今と変わらない形で進めていきたいと思っている。

奥村教育長 隣接校選択制度という名称はなくなるが、その中身は指定校変更制度の中に条件を備えているということで、名称が変わるようなイメージか。

学校教育課長 そうである。コミュニティ・スクールの理念と安全上の確保等を整理した上で制度を見直していくということである。

奥村教育長 コミュニティ・スクールの理念は、地域の子供は地域で育てる、地域とともにある学校づくりというのが大きなものとなる。隣の校区に行ってもよいという制度そのものを教育委員会として残しておくことは、理念と施策が合致していないということになる。

佐藤委員 指定校変更制度は以前からあったものなのか。

学校教育課長 指定校変更制度は以前からあり、その中には色々な項目がある。共働きによる理由や、学校内でいじめがあり転校せざるを得なくなったという場合等、全部で11の項目がある。その項目の中に、今回距離要件を含めたものを入れていきたいと思っている。

奥村教育長 指定校、すなわち居住地で指定されている学校を変更する制度は、かなり前からあった。年度の途中で引っ越したが、その学年が終了するまでは従前の学校でよい、小学校を卒業するまでの間はよい、というような項目がある。そういった中に、距離要件を含めた項目を入れていくということである。

佐藤委員 今あった11の項目に該当しなくても選べたということか。

奥村教育長 平成17年度においてはそうであった。

川口委員 自分も勘違いしていた。愛鷹地区の鳥谷に住んでいる子供は、今沢小中学校が

近いという場合が多い。はじめ、この制度の廃止を聞いたときに、今沢小中学校に通っている子供は愛鷹地区の公民館等に来づらくなってしまふのではと  
思っていた。今話を聞いて、これまでと変わりはないことがわかった。ただ、  
課題として残るのは、地域の子供は地域で育てるといふ部分はどようやっていく  
のかといふところである。

学校教育課長 そういふ議論はよく耳にするが、コミュニティ・スクールは今後ますます軌  
道に乗ってくると思われる。例へば、当該校区の子供が私学に通学したとして  
も、その地域のコミュニティについてはますます盛んになってくるため、その  
地域の子供であるなら受け入れられると思ふ。

川口委員 そうなつてほしいと思ふ。「こども会」に隣接校選択制度でその校区に通学して  
いる子供はほとんど入つていない。入りづらいのだと思ふ。そうすると、コミ  
ュニティ祭にも「こども会」に入つていふ子供の方が行きやすいよふ状況に  
なつてしまふ懸念がある。

佐藤委員 交錯していふ地区は自治会の人々が困つていふ。今おつしやられたよふに、「こ  
ども会」に別の地区の子供が来てもお菓子をあげられなくて困つたといふ話を  
聞いたことがある。

奥村教育長 例へばマンションで隣同士に住んでいふも、同じ学校に行つていないと一緒  
に遊んだりはしないといふことになつてくるのか。

佐藤委員 同じ学校の子供同士で遊んでいふ方が多い現状がある。

奥村教育長 やはり今後の地域の課題となつてくると思われる。例へ、子供としては輪に入  
りにくいと思つていふも、大人が積極的に誘つていふよふ意識作りが必要と  
なつてくるかもしれない。

佐藤委員 防災訓練等にも絡んでくる。

奥村教育長 防災の問題と併せて考へていふかなければならぬ。ほかにいふが。なければ、  
本件については報告を受けたといふことで御了承願う。

#### 報告事項4 令和5年度 魁光章及び静岡県教育委員会優秀教職員表彰について

く他の模範となる優れた教育実践をしていふ教職員を顕彰し、その功績を多くの  
人に周知する。

魁光章…沼津市立大岡小学校 教諭 渡邊千栄

静岡県教育委員会優秀教職員…沼津市立千本小学校 養護教諭 保科靖子

(学校教育課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終つた。御質問等いふが。

重光委員 候補の教員はどようやって候補に挙がり、どよういふ基準で選任されるのか、そ  
の経緯を教へていただきたい。

学校教育課長 魁光章については、各学校長に依頼をかけ、各学校長の判断で推薦していただ  
いていふ。定年延長の影響もあり、これまででは50歳前後の方の受賞が多かつた  
が、今回は60歳代の方となる。今後もさらに沼津市の教育に御尽力されるとい  
ふことである。

奥村教育長 静岡県教育委員会優秀教職員については条件があり、年齢制限等もある。定年

を超えても更なる活躍を期待する、良き手本として表彰されるものである。魁光章は沼津市独自のものであり、平成22年から行っている。ほかにいかがか。なければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長 日程（7）その他である。  
何かあるか。

教育企画課長 教育広報についてお知らせさせていただく。令和4年度までは、年に2回教育委員会だよりを発行し、各センター等出先機関にも配架の上、教育委員会の広報としていた。今年度は、その在り方を再検討し、SNSのX（旧twitter）を活用した広報活動をさせていただくこととする。本日の会議の様子も写真に収めさせていただき、「3月22日（金）教育委員会定例会を開催しました。」という内容をスタートとして、来週を目途に発信させていただく。それ以外に、教育長の各種表敬訪問等も併せて周知をさせていただく。市民の方々の中には、教育委員会という組織、教育委員会事務局という組織、それぞれについてきちんと御理解されていない方もいらっしゃる。こうした形で、教育委員の皆様は毎月様々な議案について御審議いただいたり、報告等を通じて御意見をいただいたりすることが、本来定められた教育委員会会議の在り方の本旨であり、その周知の活動を、SNSを通じて行っていきたい。また、4月以降の定例会の際に御報告させていただく予定である。

奥村教育長 事務点検評価においても、広報的な活動が少ないと御意見をいただいた。定期的な発信のみならず、リアルタイムの内容も発信していくということである。具体的なアカウントの詳細等について、また追って教えていただきたい。ほかになければ、残る日程は非公開とする。

---

議第11号は、人事案件であるため非公開とする。

奥村教育長 以上をもって本日の定例会を閉会する。

午後4時58分 閉会